

# 売買契約書

1. 物品番号 第1号

2. 種別 立木

3. 樹種、本数、  
材積

樹種	本数	材積
スギ	1,380本	838.85 m <sup>3</sup>
アカマツ	36本	13.15 m <sup>3</sup>
広葉樹	1,490本	292.74 m <sup>3</sup>
合計	2,906本	1,144.74 m <sup>3</sup>

4. 所在地 十和田市大字切田字西大沼平 49-1 地内

5. 搬出期限 令和9年3月31日

6. 売買代金 ¥ \_\_\_\_\_  
(内消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)

7. 契約保証金 免除する。

上記の売買契約について、売主と買主は次の条項により、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

十和田市西十二番町6番1号  
(売主) 切田財産区管理者  
十和田市長 小山田 久

住所  
(買主) 氏名

(総則)

第1条 売主及び買主は、売買契約に際し、この契約書に従いこれを履行しなければならない。

2 買主はこの契約書に明記されていない細部の事項については、売主の指示を受けるものとする。

(売買代金の支払)

第2条 買主は、売主の発行する納入通知書により、売買代金を令和5年8月31日までに支払わなければならない。

(延滞金)

第3条 買主は、売買代金を前条に指定する期限までに納入しないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金につき年8.9パーセント(指定する期限の翌日から2月を経過するまでの期間については、年2.6パーセント)の割合で計算して得た金額を遅延利息として売主に支払うものとする。この場合において、遅延利息の額が10円未満であるとき、又はその額に10円未満の額があるときはその全額又は端数を切り捨てるものとする。

(物件の引渡し)

第4条 売買物件の引渡しは、売買代金を売主が領収したとき、売買物件の所在地において、買主の立会いの上、行うものとする。

(物件の所有権)

第5条 本物件の所有権は、前条の物件の引渡し完了した時に売主から買主に移転する。

(物件の搬出期限)

第6条 買主は、売買物件を令和9年3月31日までに搬出しなければならない。

2 買主は、搬出を終了したときは、遅滞なくその旨を書面で売主に届け出て跡地の検査を受けなければならない。

(搬出期限の延長)

第7条 買主が天災その他やむを得ない事由により、搬出期限の延長を申し出たときは、売主はこれを延長することができる。

2 売主は、前項の規定により搬出期間の延長を承認したときは、その延長する期間の日数に売買代金の額の1000分の1を乗じて計算した金額を遅延損害金として、買主から徴収するものとする。

3 売主は、買主が第1項に規定する搬出期間の延長の承認を受けないで、搬出期間内に搬出を完了しなかったときには、その延長する期間の日数に、売買代金の額の1000分の2を乗じて計算した金額を遅延損害金として、乙から徴収するものとする。

4 災害等、買主の責めに帰さない理由により搬出期間を延長する場合は、前項の規定は適用しないものとする。

(林野保全等の措置)

第8条 買主は、物件の伐採、搬出その他の作業の実行に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2 売主は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認められるときは、買主に対し、買主の負担において必要な措置をとることを求めることができる。

(危険負担)

第9条 売主は、売買物件の引渡しをした後は、売買物件の数量の不足、隠れた傷その他内容の移動があっても、その責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 売主は、買主が次の各号のひとつに該当するときは売買契約を解除することができる。

(1) 第2条の売買代金を納入期限までに納付しないとき。

(2) 第3条の延滞金を当該延滞金に係る納入通知書に記載する納入期限までに納入しないとき。

(3) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、買主は、売買代金の100分の5に相当する額の賠償金を売主に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 買主は、売買物件の引渡し前に売主の承認を得た場合のほか、この契約書によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(損害賠償)

第12条 買主は、売買物件の搬出に当たり、他の物件に加えた損害については、賠償の責めに任ずるものとする。

(その他の協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、売主と買主とが協議の上これを定めるものとする。